

令和2年9月10日
中部近畿産業保安監督部

株式会社小松製作所に対する報告徴収について

中部近畿産業保安監督部は、株式会社小松製作所（法人番号 1010401010455）に対し、令和2年9月10日付けで電気事業法第106条第6項の規定に基づき報告を求めました。

令和2年8月24日に、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署が電気事業法（昭和39年法律第170号）第107条第4項に基づき株式会社小松製作所氷見第二工場への立入検査を実施したところ、同法第48条第1項の規定に違反して高周波炉用変圧器の設置工事の計画を届け出せずに工事を開始したこと、同法第51条第1項に違反して高周波炉用変圧器の使用の開始前に自主検査を行わず、その結果を記録、保存しなかったこと及び同法第51条第3項に違反して高周波炉用変圧器に係る使用前安全管理審査を受審しなかったことを確認したため、次の事項の報告を指示しました。

1. 高周波炉用変圧器の設置工事の計画を届け出せずに工事を開始した理由及び経緯
2. 高周波炉用変圧器の使用の開始前に自主検査を行わず、その結果を記録、保存しなかった理由及び経緯
3. 高周波炉用変圧器に係る使用前安全管理審査を受審しなかった理由及び経緯
4. 上記「1.」から「3.」の事項についての再発防止対策

(本件に関する問い合わせ先)

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 藤木
担当 山崎、高島

TEL：076-432-5580(直通)